

地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」に向けての要請

平成20年5月21日
全国市長会会長 佐竹敬久

本会では、「第二期地方分権改革は、『住民自治の拡充のための改革』である」と位置付け、地域に住む住民が自らの意思によって地域の行政を決定することができる改革を実現するため、昨年4月には日本都市センター等と共同で設置している「都市分権政策センター」において『第二期地方分権改革についての緊急提言』を行ったほか、本会として、『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果』(昨年6月)や、『第二期地方分権改革に関する提言』(同10月)、『「義務付け・枠付け(自治事務)」及び「関与(自治事務・法定受託事務)」の廃止に関する追加調査結果』(本年4月)を取りまとめ、地方分権改革推進委員会に提出するなど、積極的な対応を図ってきているところである。

現在、地方分権改革推進委員会におかれては、「第1次勧告」の取りまとめに向け、精力的に審議が重ねられているところであるが、その取りまとめに当たっては、各府省からの地方分権改革に消極的な対応にとらわれることなく、地方分権改革推進法の目的である「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る」ため、毅然として臨まれるとともに、これまでの本会の提言等を十分取り入れたものとするよう強く要請する。

1. 「地方の自立に繋がる行政面での分権改革」と「住民自治を可能とする地方税財政制度の構築」の断行

第二期地方分権改革においては、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化したうえで、事務事業の再配分、国等の関与、義務付け・枠付けの廃止・縮小を行う「地方の自立に繋がる行政面での分権改革」、税源移譲の推進、地方交付税制度の再構築、国庫補助負担金等の廃止等の「住民自治を可能とする地方税財政制度の構築」を断行すること。

2．都市自治体への権限移譲の推進

国・都道府県・市町村の役割分担に基づく事務事業の再配分に当たっては、「基礎自治体優先」の原則、「補完性・近接性」の原理に基づき、都市自治体が住民に身近な事務事業を地域において総合的・一体的に遂行することができるよう、包括的に移譲するとともに、自由度の高い行政運営が可能となるような推進方策を示すこと。

また、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置とともに、専門的な人材育成等が不可欠なものであるので、その具体的内容を明記すること。

なお、医療・福祉制度などの国の制度改正に当たっては、その企画・立案段階から地方との協議を実施し、その意見を反映させる仕組みの構築についても盛り込むこと。

3．義務付け・枠付け、関与の見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付け、関与の見直しと条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大については、『中間的な取りまとめ』で示されているとおり、都市自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めて自由度を拡大する姿勢に立ち、「全国的に統一して定めることが必要な場合」等を極力限定的にとらえて見直しを行うことを明確に打ち出すこと。

4．国の出先機関の見直し

国の出先機関の見直しは、二重行政の解消等、国・地方双方の行政改革に資するものであり、また地方分権改革を進めていく上で不可欠なものであることから、昨年9月に地方六団体が提出した『地方支分部局の整理について』の考え方にに基づき、その見直しが着実に進展するよう、具体的な考え方とスケジュールを明確に示すこと。

5 . 道路整備財源の確保

道路財源の改革に当たっては、地方に必要な道路が計画的に整備されるよう、地方の意見を踏まえ、地方税財源を拡充する方向で措置すること。

6 . 税財政改革

住民の意向に基づいた行政施策を展開していくとともに、移譲を受けた権限を着実に実施していくためには、当然のことながら、国・都道府県から都市自治体に対して税財源を移譲し、都市自治体が財政的にも自立していくことが必要であることから、権限移譲に伴い必要となる税財源を併せて移譲することを明確にすること。

また、本会が主張している「地方共有税の導入」や「(仮)地方行財政会議の法律による設置」についても、第二期改革において実現するよう、その実施を明確にすること。